

平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 16 号

申立書記載罪名 公用文書等毀棄

検察官裁定罪名 公用文書毀棄

検察審査会認定罪名 公用文書毀棄

議決年月日 平成 31 年 3 月 15 日

議決書作成年月日 平成 31 年 3 月 28 日

議決の要旨

審査申立人

別紙のとおり

被疑者

田中一穂，迫田英典，佐川宣壽，
中尾睦，田村嘉啓，武内良樹，
池田靖

不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 検察官検事 伊吹栄治

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 葛井重直

上記被疑者らに対する公用文書毀棄被疑事件（大阪地検平成 29 年
検第 15097 号ないし 15103 号）につき，平成 30 年 5 月 31
日上記検察官がした各不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上
記申立人らの申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議決の趣旨

- 1 被疑者佐川宣壽及び同田村嘉啓に対する本件各不起訴処分はいずれも不當である。
- 2 被疑者田中一穂，同迫田英典，同中尾睦，同武内良樹及び同池田靖に対する本件各不起訴処分はいずれも相当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者らは、共謀の上、平成28年6月20日頃から平成29年2月23日頃の間、大阪市内の近畿財務局において、国が学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）との間で売買契約を締結した大阪府豊中市所在の国有地（以下「本件土地」という。）について、近畿財務局の管理に係る、本件土地の処分に至るまでの交渉経緯が記載された応接記録等に関する一連の公用文書を不当に廃棄・隠匿するなどし、もって公務所の用に供する文書を毀棄した。

2 檢察審査会の判断

当検察審査会が、本件各不起訴処分について判断した理由は、次のとおりである。

(1) 公務所の用に供する文書に該当するか

本件応接記録の「事案終了」がいつの時点かについて検討するにあたり、財務省内に、その定義や解釈を定めた規定は存在せず、幅広い解釈が可能であることから、本件についてはどうなのか、以下のとおり検討した。

被疑者らの供述によると、担当者が将来的に職務行為を遂行する上で、必要となるかどうかを考慮して応接記録を保管しているものと推測される。

本件のように、国有地貸付から売却に至るまでの国と森友学園とのやり取りから考えると、本件応接記録を担当者が将来的に職務行為を遂行するため、事後に確認する可能性は十分考えられることから、本件土地の売買契約終了の時点をもって事案終了とはいえず、公務所の用に供する文書に該当すると考える。

また、被疑者らが「事案終了にあたる」と考えていたとしても、

公務員が文書を保管する作用として、情報公開請求に対応するなど、国民の知る権利に応え、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを國民に知らしめる目的で行う作用もあることからしても、国会審議等において本件応接記録の存否が問題となった時点で手元に残っている以上は、公務所の用に供する文書に該当すると考える。

よって、この点について、検察官に再考を求める。

(2) 行為

本件応接記録 24通が廃棄されていることは明らかである。

(3) 各被疑者の判断

前記(1)及び(2)を基に各被疑者について、以下検討する。

ア 被疑者佐川宣壽

国有財産行政を所掌する財務省理財局のトップであり、本件行為は自身の国会答弁に起因したものである。

実質的な指揮命令権を有しており、部下の供述等からしても、指示していないという本人の供述に信用性がない。仮に具体的な指示がなかったとしても、その責任は重大である。

イ 被疑者田村嘉啓

本件において、被疑者佐川の元で、近畿財務局に指示を行うとともに作業を進めている等、深い関与が認められ、責任は重大である。

よって、前記ア及びイの各被疑者については、その関与の程度及び責任から、いずれも検察官の不起訴処分は納得できない。

ウ 被疑者中尾睦

本件において、国有財産行政を担当する幹部職員である財務省理財局次長という立場であるが、関与が薄いと感じられることから、その責任は問えない。

エ 被疑者池田靖

本件において、財務省理財局の指示において配下職員とともに一定の作業を行っていたが、上からの命令に逆らえなかつたのではないかと感じられることから、その責任は問えない。

オ 被疑者田中一穂、同迫田英典及び同武内良樹

検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がない。よって、本件不起訴記録並びに審査申立書及び審査申立人らが提出した資料等を精査し、慎重に審査した結果、上記趣旨のとおり議決する。

大阪第一検察審査会

